

30 都市住民第 1377 号
平成 31 年 3 月 14 日

(趣旨)

第1条 この指針は、東京都（八王子市を除く。）の区域内において供給されるサービス付き高齢者向け住宅について、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成 23 年厚生労働省・国土交通省令第 2 号。以下「施行規則」という。）第 9 条に規定する「各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合」に関し、当該サービス付き高齢者向け住宅の共用部分に存する台所及び浴室の設備に係る基準の解釈及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(構造及び設備に関する基準)

第2条 サービス付き高齢者向け住宅の共用部分に存する台所及び浴室の設備について、施行規則第 9 条に規定する「各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合」及びこれに基づく都の【別表】登録要件基準表（第 5 条第 2 項関係）設備基準の項目中「原則として各階に浴室と台所が設置され、入居者数に応じた適切な設備を備えることとする」に関する基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 台所

居室のある階ごとに、各居住部分に台所を備えていない戸数 10 戸当たり 1 箇所以上の台所（コンロ及びシンクを備えたもの）を備えていること。ただし、10 戸未満の戸数が生じる場合は、別に 1 箇所設置すること。

二 浴室

イ 居室のある階ごとに設置すること。ただし、居室のある階から浴室のある階まで入居者用のエレベーターを備えているなど容易に移動することができる場合にあっては、居室のある階ごとに備えていることを要しない。

ロ 個別浴室による場合は、各居住部分内に浴室を備えていない戸数 10 戸当たり 1 箇所以上の個別浴室を備えること。ただし、10 戸未満の戸数が生じる場合は、別に 1 箇所設置すること。

ハ 複数の人数により同時に利用が可能な共同浴室を備える場合は、居住部分内に浴室を備えていない戸数 10 戸当たり 1 口以上のカランを設置すること。ただし、10 戸未満の戸数が生じる場合は、別に 1 口設置すること。

ニ 浴槽がなく、シャワーのみを備える場合は、浴室として扱わないものとする。

(運用)

第3条 前条各号に掲げる基準と同等以上の機能が確保される場合、又は当該基準によることができないことについて特別の事情がある場合には、前条各号の基準によらないことができるものとする。

附 則

この指針は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。